

福島県PCB含有安定器確認調査支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）含有安定器の処分期間内の処理を推進することを目的として、PCB含有安定器の有無の確認調査を支援するため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「照明器具」とは、PCB含有安定器を使用しているおそれのある業務用照明器具をいう。

2 この要綱において「所有事業者等」とは、福島県の区域（福島市、郡山市及びいわき市を除く。）内において、照明器具を設置している建物を所有する者をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金は、別に定める要件を満たす所有事業者等が行う事業（以下「補助事業」という。）に対して交付する。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金は所有事業者等が補助事業を行う場合に、補助事業に要する別表に掲げる経費のうち必要かつ適当と認められるもの（以下「補助対象経費」という。）について交付するものとし、その額及び補助率は、別表において知事が定める額及び補助率とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、福島県PCB含有安定器確認調査支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 補助事業を行う所有事業者等（以下「補助事業者」という。）は、前項の補助金の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助対象経費の20%以内の減額とする。

(変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県PCB含有安定器確認調査支援事業変更(廃止)承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(申請を取下げることができる期限)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県PCB含有安定器確認調査支援事業実績報告書(様式第3号)により、事業完了の日(事業の廃止について知事の承認を受けた場合には、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告を行うに当たり、仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金対象事業完了後に仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書(様式第4号)により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、速やかに福島県PCB含有安定器確認調査支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(書類の提出部数)

第12条 この要綱の規定に基づき知事に提出する書類は、正本1部とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率及び基準額	交付額
<p>使用している照明器具のP C B含有安定器の有無の確認 に要する委託料（調査に必要な 機器の使用料及び調査に要 する人件費など、調査を行う に当たり必要かつ合理的であ ると認められる経費）（消費税 及び地方消費税仕入れ控除税 額を除く。）</p>	<p>補助率：2分の1以内 基準額：1補助事業当たり 500千円</p>	<p>補助対象経費に補助率を 乗じて得た額と、基準額を 比較して少ない方の額を交 付額とする。 ただし、算出された額 に千円未満の端数が生じ た場合には、これを切り 捨てる。</p>